

上尾市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和7年12月3日

上尾市監査委員	米	山	睦
上尾市監査委員	小	林	淳
上尾市監査委員	大	内	美

上監査報第11号
令和7年12月2日

上尾市長 畠山 深様
上尾市議会議長 田中 一崇様

上尾市監査委員 米山 瞳
上尾市監査委員 小林 淳子
上尾市監査委員 大内 美幸

令和7年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書について（提出）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を執行した
ので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 準拠基準

上尾市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査対象

(1) 指定管理者 上尾ウェルネススポーツパークJV
代表団体 シンコースポーツ株式会社
構成団体 株式会社協栄
[対象施設] 戸崎公園

(2) 所管部局 都市整備部みどり公園課

4 監査期間

令和7年8月22日（金）から令和7年9月30日（火）まで

5 監査の範囲

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況
令和6年度公の施設の指定管理料
戸崎公園管理運営委託料 28,050,000円

6 監査の方法

次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合するとともに、関係者から説明を聴取し監査を実施した。

(1) 着眼点

○上尾ウェルネススポーツパーク JV (指定管理者関係)

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整理及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- キ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ク 自主事業は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- ケ 共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。

○上尾市都市整備部みどり公園課（所管部局関係）

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- オ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- カ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 監査書類等

- ア 事業計画書及び事業報告書（令和6年度）
- イ 協定書（基本協定書、年度協定書）
- ウ 証票（領収書、請求書等）
- エ 通帳
- オ 備品台帳
- カ 利用者アンケート等に関する書類
- キ 施設管理業務に関する書類
- ク その他

7 指定管理の状況

(1) 指定管理者の概要

受託者 上尾ウェルネススポーツパーク JV

ア 代表団体 シンコースポーツ株式会社

東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号

昭和 53 年に新光フーズ株式会社として創業し、平成 2 年 10 月に現在のシンコースポーツ株式会社に商号を変更。

熊谷運動公園やいきいき館（越谷市民プール）などをはじめ、スポーツ文化施設等の管理運営を受託。

イ 構成団体 株式会社 協栄

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目 13 番 9 号

昭和 39 年 5 月にビル総合管理業務を目的として設立し、公共施設の清掃・設備・警備業務等を受託。

(2) 指定管理の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理業務の範囲

ア 管理物件の維持管理に関する業務

イ 管理物件の利用手続に関する業務

ウ 管理物件の利用に伴う利用者へのサービス

エ 利用料金の徴収事務

オ その他戸崎公園の設置の目的を達成するために必要な事業に関する業務

カ アからオに掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要と認める業務

(4) 対象施設の概要

ア 設置目的

市民の憩いの場を提供し、健康増進を通じて幅広い世代間交流の促進を図る。

イ 施設の概要

名 称 上尾市戸崎公園

所 在 地 上尾市大字戸崎字山ノ下 662 番

面 積 全体面積 6.0ha、開設面積 4.2ha(令和元年 6 月 1 日)

公園種別 地区公園

開園年月日 令和元年6月1日

主な施設 パークゴルフ施設、駐車場、子ども広場、子ども広場トイレ、園路、多目的広場兼調整池、調整池および管理棟

利用時間 6月1日—8月31日：午前8時から午後6時まで
11月1日—2月28日：午前9時から午後4時まで
3月1日—5月31日及び
9月1日—10月31日：午前9時から午後5時まで

休業日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合、その翌日が休業）、
12月29日から翌年の1月3日まで

ウ 人員体制

正社員4名、パート2名

8 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

なお、公の施設の適正な管理に資するため、次のとおり意見を付す。

協定書における指定管理業務に係る経理について、戸崎公園として独立した会計帳簿が作成されておらず、共同事業体としての独立口座も設けられていない。独立口座を設けることが困難である場合は、経理規定等を策定の上、指定管理業務に係る経理とその他の業務を区分して整理するという代替手段を設けているが、経理規定は策定されていないなど収支管理の仕組みが不十分と認められる。また、指定管理者から所管課へ提出するべき各種報告書について、協定書に定められている期限を経過したものや失念により提出されていないものが見受けられた。

については、指定管理者においては協定書に基づいた適正な管理を徹底し、業務や経理の透明性を確保するよう努められたい。また、所管課においては提出書類の精査をより徹底し、適正な業務運営を担保するための体制強化に努められたい。

引き続き、共同事業体としての利点を最大限に活用し、幅広い世代が安全で安心して利用できる魅力ある施設として人々の憩いの場となるよう運営されることを望むものである。